

○財務省令第十一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木俊一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

第175条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第16条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第52条第1項（第52条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第1項（第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107条第1項（第140条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第123条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第1項（第123条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第1項（第140条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第1項（第140条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第1項若しくは第165条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をし、若しくは是等の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第3項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

第167条 第3条第1項及び第4条並びに第162条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連続化事業に係る事業を所管する大臣とする。

第4条第1項第2条及び第162条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該事業を所管する大臣とする。

第171条第1項 本法に規定する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第16条第1項（第48条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第37条第1項（第48条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第1項（第48条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第1項（第109条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第119条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第1項（第136条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第1項（第136条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第1項若しくは第162条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは是等の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

附 則

この省令は安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。